

取得法の意義に関する一考察 (2)

金 田 堅 太 郎

目 次

- I はじめに
- II のれんの範囲と非支配株主持分の表示
- III 段階取得の会計処理
- IV 持分移動の会計処理
 - (1) 追加取得のケース
 - (2) 一部売却のケース
 - (3) 子会社処分のケース
- V 取得企業および非支配株主持分への損益の帰属
- VI 被取得企業の公正価値を直接測定することに伴う問題
- VII 全部のれんの配分方法
 - (1) 一括取得の場合の全部のれんの配分
 - (2) 段階取得の場合の全部のれんの配分
 - (3) 取得後に持分移動があった場合の減損損失の配分
 - (4) 取得後における全部のれんから無形資産への再分類

(以上、前号)
- VIII 非貨幣性資産を対価とする企業結合
- IX 取得企業において認識する取得資産および引受負債の範囲
 - (1) 企業結合において本質的であるか否かに照らした判断
 - (2) いずれの主体に有利であるかに照らした判断

(以上、本号)

VIII 非貨幣性資産を対価とする企業結合

すでに述べたように、取得法のもとでは、取得企業は被取得企業全体の公正価値をその会計処理にあたって認識・測定しなければならないとされている。この

ことを文字通り解釈すれば、取得企業は、被取得企業全体の公正価値を独自に見積もらなければならないことになる。しかし、企業結合取引においては、取得企業と被取得企業との間で等価交換取引が行われるのが普通であるところから、ほとんどの企業結合においては、ここにいう被取得企業全体の公正価値は、取得企業が支払った対価の公正価値に等しいとみることができる。したがって、公開草案は、「(企業結合が等価交換取引であることについて) 反証の無い限り、取得企業は企業結合にあたって支払った対価の公正価値を測定しなければならない」という規定をおいている [FASB (2005), pars.21-22]。すなわち、支払対価の公正価値をもって、被取得企業全体の公正価値の測定に代えるということである。また、取得企業が、被取得企業に対する持分の一部しか取得しない場合についても、「取得企業による支払対価の公正価値に、非支配株主持分の公正価値を加算することによって、被取得企業全体の公正価値を測定しなければならない」という規定がおかれている [FASB (2005), pars.21-22]。このように、取得法のもとでも、その会計処理は、原則として企業結合を支払対価の公正価値と受入純資産の公正価値の交換取引とみなして行われることになる。

ところで、企業結合における支払対価については、現金をはじめとする貨幣性資産が対価として利用されるケースはもとより、非貨幣性資産が対価として利用されるケースも少なくない。ここにいう非貨幣性資産は、単一の資産であるケースもあるであろうし、複数の非貨幣性資産および非貨幣性負債からなる一組の事業であるケースもあろう。とくに後者は、ある企業を構成する事業の一部を切り放して、これを他社に譲渡するタイプの企業結合取引においてよくみられるケースである。

このように、非貨幣性資産またはこれに非貨幣性負債を加えた一組の事業（以下、単に「非貨幣性資産」という）が企業結合における対価として用いられる場合であっても、支払対価である当該非貨幣性資産については、これを公正価値で

測定しなければならないとするのが原則的な考え方である。しかし、対価として利用された非貨幣性資産が、企業結合の前後で同一の企業集団に属するケースでは、これを公正価値評価することによってある種の問題が生じる。2003年1月29日の配布資料によると、同日には、この問題が議論されている [FASB (2003a), pp.1-3]。議論にあたっては、次の数値例が用いられている (表現は大幅に変更している)。

数値例1では、A社は、B社の発行済み株式総数の60%を取得するための対価として、非貨幣性資産 (建物) をB社に引き渡している。この取引を原則どおりに会計処理する場合には、取得企業であるA社が、支払対価である建物を公正価値に再評価したうえでこれをB社に引き渡すとともに、これと引き換えにB社株式を取得したものとみなして会計処理が行われるので、A社の個別財務諸表上では、次の仕訳が行われる¹。

〈数値例1 [FASB (2003a), p.2]〉

2003年1月1日にB社はA社に対して新株を発行し、引き換えにA社の建物を取得した。新株発行の結果として、A社はB社の発行済み株式総数の60%を取得し、B社を子会社とした。企業結合時点における両社の貸借対照表 (帳簿価額と公正価値) は次のとおりである。			
A社—帳簿価額		A社—公正価値	
建物	100	建物	600
純資産	2,100	純資産	2,600
その他の資産負債		その他の資産負債	
	2,000		2,000
※発行済み株式総数=2,100株			
B社—帳簿価額		B社—公正価値	
	純資産	200	純資産
			350
※発行済み株式総数=200株			

1 非貨幣性資産を対価とする交換取引についての一般的な会計処理基準は、APB オピニオン第29号の Paragraph 18 に規定されている。すなわち、「ある非貨幣性資産との交換によって取得した非貨幣性資産の取得原価は、これを取得するために引き渡した非貨幣性資産の公正価値であり、当該交換にあたっては利得または損失を認識しなければならない [APB (1973), par.18]」という規定である。

(借) 建物	500	(貸) 評価益	500
(借) B社株式	600	(貸) 建物	600

1行目の仕訳は、支払対価として引き渡す建物をその公正価値に評価替えするための仕訳であり、2行目の仕訳は、かくして公正価値に評価替えされた建物を対価としてB社株式を取得する取引の仕訳である。

一方、B社の個別財務諸表上では、次の仕訳が行われる。

(借) 建物	600	(貸) 資本金 (純資産)	600
--------	-----	---------------	-----

上記の会計処理については、A社において建物を評価替えする点につき、これを取得原価主義の観点から問題視する余地はあるかもしれないが、少なくともA社とB社との間で等価交換取引が行われているとする公開草案の観点からみれば、特段の問題はないといえる。問題は、A社が連結財務諸表を作成するさいに生じる。

連結財務諸表上では、A社が支払対価として利用した建物は、企業結合後も引き続きA社を親会社とする企業集団内にとどまる。それにもかかわらず、当該建物は、企業結合前の帳簿価額100から、企業結合時点におけるその公正価値600へと評価替えされるのであり、しかもかかる評価替えに伴う評価益500が連結損益計算書上に計上される（B社の個別財務諸表上に計上されている建物600およびA社の個別財務諸表上に計上されている評価益500）のである。

このように、連結財務諸表の観点からみれば、当該建物は、企業結合の前後を通じて、A社の支配下にあるのであるから、これにつき交換取引は行われていないとみることができ、したがって、当該建物を公正価値に評価替えし、これに伴って評価益を計上する結果となる上記の会計処理には問題があるというのである。

かかる問題意識に基づいて、同日の議論では、次の2つの代替案が検討されている [FASB (2003a), p.2]。

(第1案)：B社の事業の公正価値またはA社が移転した建物の公正価値のうち、いずれかより明確にその証拠が得られる方で評価する。

(第2案)：個別財務諸表上では、第1案と同様に会計処理し、連結財務諸表上において評価損益を消去する。

第1案は、取得法における原則的な考え方に従った会計処理方法であり、いうまでもなく、上記の仕訳も第1案に基づくものである。これに対して、第2案は、A社の個別財務諸表上に計上された建物についての評価益500を連結財務諸表上では消去する方法である。評価益を消去するということは、同時に建物の価額を同額だけ減額することを意味するはずである。したがって、第2案では、実質的には、A社は建物100を対価として、B社株式の60%を取得してB社を子会社にしたとみなす会計処理が行われることになる。

議事録によれば、満場一致で第2案が選択されたという [FASB (2003b), p. 3]。その理由は、すでに述べたように、企業結合の前後を通じて同一の企業集団に属する非貨幣性資産については、これにつき企業結合に伴う評価替えおよび評価損益の計上は行うべきではないという点にある。

この結論については、確かに連結財務諸表の観点に立てば、企業結合の前後で同一の非貨幣性資産（数値例では建物）に対する支配は継続しているとみることができ、したがって当該非貨幣性資産について何ら会計処理を行うべきではない（つまり、評価額に変更を加えない）とする考え方には首肯できるといえよう。しかし、一方で、取得法が、企業結合取引を取得企業と被取得企業との間での等価交換取引であるとみなし、したがって交換取引において交換された純資産の公

正価値を会計処理に反映させようとしている点を重視すれば、第2案によった場合には、交換された非貨幣性資産の公正価値が会計処理に反映されないという問題を生じさせることになる。

結局、この議論は、交換される非貨幣性資産に対する支配の継続を重視して、わが国でいう共通支配下取引の会計処理に類似する考え方を採用するのか、それとも取得法の原則的な考え方を貫くのかという点に帰結するのであり、FASBは、前者の考え方を採用したということである。FASBの結論は、支配の継続を重視したわけであるが、なぜ、公正価値ベースの交換取引ではなく、支配の継続を重視したのかについての理由は明示的には述べられていない。ただし、実質的に性格が類似する別の2つの数値例を示し、これら2つの数値例の会計処理との平仄を保つためという理由が暗示的に示されている [FASB (2003a), pp.2-3]。

〈数値例2 [FASB (2003a), pp.2-3]〉

2002年12月31日に、A社は100%所有子会社A1社を設立すると同時に、建物をこのA1社に移転した。2003年1月1日に、B社の株主は、B社株式の60%をA社に引き渡し、その対価としてA1社株式の40%を受けとった。

数値例2は、A社の立場からみた場合には、建物を移転させるとともに、B社株式の60%を取得し、B社を子会社にしているという点で、上記数値例1とその実質において異なるところはない。しかし、数値例2による場合のA社の仕訳は、次のようになる。

(借) A1社株式	100	(貸) 建物	100
-----------	-----	--------	-----

数値例2におけるA社の仕訳は、A社の建物をA1社に移転させる取引の仕訳である。ここでは、A社は、建物を自社の100%所有子会社であるA1社に移転させているのであるから、当該取引は共通支配下の取引とみなされ、したがって、

移転される建物はA社におけるその帳簿価額でA1社に移転されることになる。

したがって、A社において、建物について損益が計上される余地はない。

A1社においては、上記A社の仕訳に対応する形で、次の仕訳が行われ、また、B社においては、取引は何もないために仕訳は行われない。

(借) 建物	100	(貸) 資本金 (純資産)	100
--------	-----	---------------	-----

数値例2では、A1社およびB社がA社の子会社になっているので、A社において連結財務諸表が作成されることになる。ここで問題にすべきは、いうまでもなく取引のベースとなっている非貨幣性資産(建物)の連結財務諸表上での評価である。ここでは、A社からA1社への建物の移転が共通支配下の取引として行われていることに注意する必要がある。すなわち、通常の場合であれば、連結財務諸表上では、子会社の資産および負債が時価評価されるのであるから、A1社における建物は、企業結合時における時価600に評価替えされるはずである。しかし、共通支配下取引の場合には、連結財務諸表上でも子会社の資産および負債の時価評価は行われず、資産および負債はすべてその帳簿価額で親会社の資産および負債と合算されることになる [AICPA (1973), p.1] [FASB (2001), pars.D11-D18]²。

したがって、建物はA1社の帳簿上の価額100で連結財務諸表上に計上される。また、当然に当該建物についての評価損益が連結財務諸表上に計上されることもありえない。

2 これらの基準によれば、共通支配下取引については、持分プーリング法に類似する方法でこれを会計処理するよう規定されている。持分プーリング法における連結財務諸表作成手続きにおいては、子会社の資産および負債は、すべてその帳簿価額で親会社の資産および負債と合算される。

〈数値例3 [FASB (2003a), p.3]〉

2002年12月31日に、A社は100%所有子会社のA1社を設立するとともに、建物をこのA1社に移転する。2003年1月1日に、A1社はB社の株主に対して新株を発行し、対価としてB社株式の全てを受け取る。結果として、B社株主は、40%所有のA1社株主となった。また、A社は、間接的にB社に対する60%の持分を取得した。

数値例3も、A社の立場からみれば、建物を対価とする取引（A1社への建物の移転）を行い、結果的にB社に対する支配を獲得している（A社は、A1社に対する持分の60%を保有し、A1社はB社に対する持分の100%を保有している。したがって、B社はA社の孫会社であり、A社は間接的にB社に対する持分の60%を保有することになる）という点では、数値例1とその実質において異なるところはない。

数値例3におけるA社の仕訳は、数値例2と同様に、帳簿価額で建物をA1社に移転させる次の仕訳となる。

(借) A1社株式	100	(貸) 建物	100
-----------	-----	--------	-----

A1社の仕訳は、A社から建物の移転を受ける仕訳と、B社との間の株式交換取引の2つからなる³。なお、B社においては、取引は何もないために仕訳は行われぬ。

(借) 建物	100	(貸) 資本金 (純資産)	100
(借) B社株式	350	(貸) 資本金 (純資産)	350

3 A1社におけるB社株式の取得価額は、A1社が、当該株式交換にあたっていくらの公正価値を持つA1社株式を何株発行したのかによって決まるが、本設例では、これが特に示されていないので、B社の公正価値350をA1社におけるB社株式の取得価額としている。なお、B社株式の取得価額をいくらにしようと、本設例で検討しようとしている非貨幣性資産（建物）の評価には影響しない。

数値例3においても、A社は、A1社およびB社を子会社とする連結財務諸表を作成する必要がある。ここでも建物の評価額に焦点をあててみると、A社とA1社の企業結合取引が共通支配下取引であるとみなされるところから、建物についての評価替えは行われず、したがって評価損益が計上される余地もないといえよう。

以上のように、非貨幣性資産を対価とする企業結合については、取得法の原則的な考え方に基づいて対価としての非貨幣性資産の公正価値を会計処理に反映させるのではなしに、共通支配下取引におけるのと同様に企業結合前の帳簿価額を企業結合後にも引き継ぐ会計処理が行われることになる。FASBがかかる結論に至った理由は、数値例2および数値例3のように企業集団内における組織再編が行われている取引と、数値例1のように非貨幣資産（事業の一部）を切り放して他社に移転させる取引のうち、当該貨幣性資産が企業結合の前後で同一の企業集団に属するものとの、同一の事象として捉えようとしている点にあるといえる。

IX 取得企業において認識する取得資産および引受負債の範囲

(1) 企業結合において本質的であるか否かに照らした判断

すでに述べたように、取得法のもとでは、「取得企業は、被取得企業の全体ならびに取得資産および引受負債を、取得日における公正価値で認識・測定しなければならない」とされている [FASB (2005), par.1]。このために、たとえば、取得日において被取得企業に存在する未認識の偶発事象であっても、これが概念フレームワーク第6号に規定する資産および負債の定義をみたすのであれば、企業結合における取得資産および引受負債として認識する必要がある。取得日に被取得企業において認識されていなかった無形資産その他の資産および負債についても同様である [FASB (2005), par.29]。

もっとも、企業結合における取得資産および引受負債を公正価値で認識・測定しなければならない点は、パーチェス法においても同様であった。その意味で、取得資産および引受負債を公正価値で認識・測定すべしとする点は特段に目新しいものではないとみることもできる。しかし、パーチェス法の論理は、支払対価の額をもって取得資産および引受負債（正味純資産）を原価評価⁴するというものであるから、総額としての取得資産および引受負債の額はすでに支払対価の額として決定されているのであり、会計処理においては可能な限りでかかる支払対価の額を取得資産および引受負債に配分すればよく、配分しきれない額はのれんとして計上しておくことが可能であった。すなわち、被取得企業において認識されてこなかった偶発事象および無形資産についていえば、これらが取得日において認識・測定できるのであれば（原価配分の一環として）取得資産および引受負債として計上する必要があるものの、認識・測定することができない場合には、無理に計上する必要はなかったのである⁵。

これに対して、取得法の論理に基づく場合には、企業結合において認識する取得資産および引受負債の認識・測定問題と、企業結合における支払対価の問題は原則として無関係である⁶。したがって、取得資産および引受負債として、いか

4 取得日における資産の取得原価は、取得企業にとっての原価を意味する。取得企業における原価は、いうまでもなく取得日における当該資産の公正価値である。

5 確かに、SFAS141においても、企業結合にあたって新たに無形資産および偶発事象を計上することが求められている [FASB (2001), pars.39-42]。ただし、SFAS 141の考え方のもとでは、無形資産および偶発事象を認識するというよりも、これらに対して企業結合の原価を配分するというニュアンスになる。

6 この点は、企業結合関連コストの扱いにも象徴的にあらわれている。すなわち、パーチェス法のもとでは、企業結合関連コストは、被取得企業を取得するための支払対価の一部であるとみなされ、したがって取得資産および引受負債の認識・測定にあたってこれが反映されていた。これに対して、取得法のもとでは、企業結合関連コストは、取得企業側においてこれを負担しているに過ぎないのであるから、これは取得日において被取得企業に存在する資産および負債とは関係がなく、したがって企業結合における取得資産または引受負債には関係しないものとみなされる。このために、企業結合関連コストは、企業結合会計とは切り放して、費用処理されることになる [FASB (2005), par.27]。

なる項目をいかなる評価額で認識・測定するのかわによって、企業結合の会計処理は大きく異なることになり、ひいては企業結合後の財政状態および経営成績が大きく左右されることになる。その意味で、取得資産および引受負債の認識・測定問題（取得資産および引受負債の範囲）は、取得法においては決定的に重要な意味をもつといえよう。

2003年4月22日の配布資料によれば、この取得資産および引受負債の範囲について、次の2つの代替案をベースに審議が行われている [FASB (2003c), p.1]。

- (a) 被取得企業の見地：支配が獲得された事業に属する資産および負債
- (b) 取得企業の見地：取得日に企業結合の一環として取得した資産および負債

(a) は、被取得企業において認識されてきた資産および負債のみを企業結合における取得資産および引受負債の範囲に含める考え方であり、(b) は、(a) 以外にも企業結合によって取得した資産および負債があれば、これも取得資産および引受負債の範囲に含めて認識する考え方である。未認識であった偶発事象を取得資産および引受負債に含めるためには、いうまでもなく (b) の考え方をとる必要がある。もっとも、偶発事象については、実際上の測定困難性は別にして、これを企業結合の一環として認識させようとする考え方自体は明快であるから、あえて (a) と (b) の考え方を対比させて概念整理する必要はないともいえよう。問題はむしろ、偶発事象以外の資産および負債の扱いにある。配布資料では、例として次の数値例4をあげている（表現は大幅に変更している）。

〈数値例4：取得資産および引受負債の範囲 [FASB (2003c), pp.1-2]〉

監督官庁が主導して、健全性の高い銀行が健全性の低い銀行を取得する内容の企業結合契約を両当事会社に締結させた。この契約には、結合後企業に対して、監督官庁が各種の財政支援を行うことが盛り込まれている。

数値例4における財政支援は、(a)の被取得企業の見地からみれば、被取得企業において認識されてきた資産ではないので、取得企業においてはこれを企業結合後に受け取る利益として処理することになる。いいかえれば、企業結合取引の一環として認識されるものではない。これに対して、(b)の取得企業の見地からみれば、当該財政支援は、健全性の低い被取得企業を企業結合することの補償として与えられるものであり、したがって、企業結合によって新たに取得する資産の一部として処理することになる。

数値例4と同様の問題が生じるケースとして、FASBはさらに次の3つのケースをあげている [FASB (2003c), p.2]。

- ① 企業結合契約において、取得企業は、被取得企業の退職後給付に対して修正を行うことになっているケース
- ② 企業結合契約において、企業結合前には被取得企業における負債ではなかった請負工事債務 (Constructive Obligation) が、企業結合後には取得企業の負債となるケース
- ③ 企業結合契約において、企業結合前には被取得企業における負債であった請負工事債務 (Constructive Obligation) が、企業結合後には取得企業の負債とはならないケース

議事録によると、同日の議論では、賛成多数で (b) の取得企業の見地にたって会計処理を行う方法が採用されている。したがって、上記①および②のケースでは、企業結合の一環として取得資産および引受負債が認識され、逆に③のケースでは、請負工事債務が引受負債とはならないことになる。なお、同日の議論では、付帯条件として、企業結合における取得資産および引受負債は、必ず概念ステートメント第6号の資産および負債の定義を満たしている必要があること、お

よび企業結合契約において本質的な部分とそうでない瑣末な部分 (gratuitous) とを区別し、瑣末な部分についてはこれを企業結合取引の一環として扱わないことが確認されている [FASB (2003d), p.3]。

1つ目の付帯条件は、取得企業の見地に立つ以上は当然のことであるといえるが、議論ではこのことが再三強調されている。これに一部関連する点として、同日の議論では、企業結合取引の一環として認識すべきではない項目がいくつかとりあげられている。たとえば、Trott 委員は、取得企業が企業結合交渉過程における買収価額提示を行うために検討した項目、要因および計画ならびに最終的な合意価格形成にあたって加味された項目、要因および計画は、これらが企業結合契約に盛り込まれているか否かに関わりなく、企業結合の一環として認識すべき取得資産および引受負債には該当しないとする考え方を示している [FASB (2003d), p.4]。Trott 委員の見解は、たとえば取得企業が、企業結合後に被取得企業の事業の一部を再編成することを計画しており、かかる再編成に要する費用の見込み額をリストラ引当金として企業結合時に負債計上しようとしているケースなどを想定しているものと思われる。かかるリストラ引当金の前提となっている再編成計画は、単に取得企業側の意向によるものであるから、取得日において被取得企業に存在する負債であるとはいえず、したがって企業結合の一環として認識すべき引受負債には該当しないということである。また、Foster 委員は、いわゆる「ゴールデン・パラシュート」の問題をとりあげている。「ゴールデン・パラシュート」とは、取得企業が、被取得企業の一部の従業員との間で、企業結合契約の承認日または企業結合の完了日以降に、金銭の支払をすることを事前に約定していることを指す言葉である。ここにいう「ゴールデン・パラシュート」は、企業結合後にも優秀な従業員を残留させることによって企業結合そのものを成功させたいという取得企業の意向から行われるのが普通である。その意味で、企業結合に必須の要素とみる余地もあるが、しかし、Foster 委員によれば、こ

これは企業結合前に取得企業と（被取得企業の）従業員との間で結ばれた契約が未履行になっているに過ぎないのであって、企業結合における引受負債にはあたらないという [FASB (2003d), p.4]。

2つ目の付帯条件は、概念的にも実務的にも難しい問題である。まず、企業結合契約において瑣末な部分を企業結合取引の一環として扱わないというのであるから、概念的にはアンバランスな考え方である。この考え方に首肯しようとするならば、重要性の原則に近い考え方を採用したとみるより他ないであろう⁷。また、実務的には、何が重要で何が瑣末であるのかを区別できることが前提であり、仮にかかる区別が難しい場合には、恣意的な会計処理を許容してしまう可能性もあろう。

ともかくも、重要な部分と瑣末な部分を区別するための（適用指針ではなく）方向性は同日の審議において議論されている。すなわち、主要な従業員、労働組合および監督官庁をはじめとする利害関係者グループが総体として企業結合契約において重要な位置を占めているかどうかによって判断する方向性である。たとえば、企業結合契約におけるある条件が、特定の利害関係者の要求にのみ基づいて設定されており、したがって他の利害関係者には重要性が生じていない場合には、当該条件は瑣末な条件であるとみなされ、当該条件に関連する取得資産および引受負債は認識されないことになる [FASB (2003d), p.5]。

2003年10月8日の配布資料によれば、同日には、重要な部分と瑣末な部分とを区別するための基本的な考え方とその適用例が審議されている [FASB (2003e), pp.1-2]。議事録によれば、ある資産および負債を、企業結合における取得資産および引受負債として認識するための基本的な考え方として、次の2点が全会一

7 ただし、後述するように、この議論が後に、取得企業が企業結合関連コストを恣意的に企業結合における取得資産および引受負債として計上することを通じて、当該コスト負担を回避しようとするのを防止するという議論につながってくる。

致で合意に至っている [FASB (2003f), p.3]。

- ① 企業結合の条件として、これらの資産および負債の取得が契約書に盛り込まれていること
- ② 当該企業結合の実施にあたって本質的であること

また、適用例として次の2点を公開草案に盛り込むことが、7名中6名の委員の賛成をもって了解されている [FASB (2003f), p.9]。

- ① 被取得企業の事業の一部を、事後にリストラする旨の条項が契約書に盛り込まれている。しかし、被取得企業側はかかるリストラ条項に無関心であり、また、当該条項は、企業結合における対価の決定には無関係である。この場合には、当該リストラは企業結合にとって本質的な部分ではなく、したがって、リストラ引当金の計上などを企業結合の一環として行ってはならない。
- ② 企業結合前に、被取得企業は、その事業の継続に必要な資産を第三者から賃借していた。取得企業は、企業結合と同時に当該賃借資産が結合後企業に移転されると主張している。この場合には、当該賃借資産は、企業結合前には被取得企業の資産ではないものの、これが事業の継続に必要な不可欠である以上、当該賃借資産の結合後企業への移転は、企業結合契約における本質的な部分であると判断でき、したがって当該賃借資産を企業結合における取得資産として会計処理しなければならない。

同日の審議では、適用例を提示するスタンスそれ自体に対して慎重な意見はみられたものの、大勢としては、上記2つの適用例は、FASBの意図を十分に反映したものであると評価されている [FASB (2003f), p.4]。

(2) いずれの主体に有利であるかに照らした判断

以上に述べた判断基準にしたがって取得資産および引受負債の範囲を決定する場合には、対象となる資産および負債の前提となる契約条件（たとえば、リストラ計画）が、当該企業結合にとって本質的であるか否かを判断することが最大のポイントになる。しかし、その後の議論⁸において、かかる判断基準による場合には、一定の場合に、取得企業によって、ある種の費用が企業結合会計にシフトされる問題が生じるという疑念が示された。2004年4月14日の審議では、この問題が議論されている [FASB (2004a), pp.3-4]。

ある種の費用が企業結合会計にシフトされるというのは、本来であれば、上記の判断基準にしたがって企業結合会計とは切り放して、損益として処理すべき項目が、企業結合会計における取得資産および引受負債として計上されてしまうことを意味している。すなわち、上記の判断基準では、恣意的な会計処理を防止するには不十分であるということであろう。なお、ここにいうある種の費用とは、従業員報酬コスト、企業結合関連コストおよび事業の中止をはじめとする事象に係るコスト（リストラ費用等）などである。

議事録によれば、本質に照らして判断するアプローチに代えてFASBが採用したのは、いずれの主体に有利であるかに照らして判断するアプローチである [FASB (2004b), pp.5-7]。ここにいう主体とは、具体的には、取得企業または結合後企業（以下、「取得企業等」という）および被取得企業である。結論を端的に言えば、ある契約条件が、取得企業等に有利であると判断できる場合には、それが企業結合交渉の過程において取得企業等の意向にしたがって取り入れられた可能性が高く、その場合には、取得企業等に有利になるように、費用のシフトが行われる可能性が高いということである。したがって、かかる費用のシフトを

8 IASBにおける企業結合プロジェクトとの調和を図る観点から組織されていた合同メンバーによる議論において提起された問題である [FASB (2004a), p.1]。

防止するために、取得企業に有利な契約条件に関連して生じうる資産および負債については、これを企業結合における取得資産および引受負債とはみなさないの
である。企業結合後のリストラ計画を例にとると、この計画（契約条件）は、取得企業等が、リストラを実施することによって将来的にメリットが得られると判断したために企業結合契約に取り入れられたと考えられるのである。しかし、企業結合後にリストラが行われるか否かは、被取得企業（または企業結合前の被取得企業の所有者）の利害には原則として関係しないのであり、したがって被取得企業側にとっては何ら有利ではないということである。

このように、当該アプローチによる場合には、上記のリストラ計画の実施に伴う費用をリストラ引当金として認識するなどの会計処理は認められないことになる。逆に、ある契約条件が、被取得企業（または企業結合前の被取得企業の所有者）にとって有利である場合には、これに関連して計上される資産および負債を、企業結合における取得資産および引受負債として会計処理するのである。

なお、このアプローチによる場合でも、ある契約条件が、いずれの主体にとって有利であるのかを判断しなければならない。同日の審議では、次の4つのポイントに照らしていずれの主体にとって有利であるのかを判断することが決定され、最終的にこれが公開草案に盛り込まれている [FASB (2004b), pp.5-6]。

- ① 負債を生じさせる (obligating) 事象または取引が発生した時期
- ② 企業結合契約または取引が行われた理由
- ③ いずれの主体が、企業結合契約または取引を開始させたか
- ④ 企業結合における取り決めにおいて、被取得企業（もしくはその所有者）または結合後企業が、もっとも重要な受益者であるのかどうか

①は、負債を生じさせる事象が、企業結合契約交渉が開始される以前から発生

していたのか、それとも開始以降に発生したのかを問題にするポイントである。当該事象または取引が企業結合契約交渉の開始前から発生していたものである場合には、これは被取得企業が享受する予定の便益⁹に関係していることの強力な証拠になる。したがって、これは企業結合会計における取得資産および引受負債として処理される。これに対して、当該事象または取引が企業結合契約交渉の開始以降に発生したものである場合には、これは何らかの会計上のメリットを期待して行われたものである可能性があり、取得企業等に有利な事象または取引であるとみなされる。

②は、企業結合契約または取引が行われるに至った背景を考慮しようとするものである。ひとつの例として、議事録では、「補償がない限り、被取得企業が取得企業のために取引コストを負担することはありえない」ということが述べられている [FASB (2004b), p.6]。この意味は、補償がないにもかかわらず被取得企業が取引コストを支払うということは、当該企業結合契約または取引によって被取得企業に何らかの便益がもたらされる可能性があるということであり、したがって、当該契約または取引に伴って取得資産および引受負債を計上しようということであろう。

③は、一般的には企業結合契約または取引を開始させた主体の方が、これを受けた主体よりも、当該企業結合による便益に対して大きな期待をもっていることに関係している。すなわち、企業結合契約または取引を開始させた主体の方が、企業結合に積極的であり、企業結合から大きな便益を得ようとする意欲が高いとみなされるのである。かかる意欲が高いということは、それだけ当該企業結合契約または取引の中に、自社に有利な条件を提示し、これを取り入れることに成功

9 負債を生じさせる事象が、被取得企業が将来に享受する予定の便益に関係するというのは、直感的には理解しづらいが、ここにいう便益とは、おそらくは引当金または退職給付債務の計上に関係して相対的に発生する利益または費用削減のことであると思われる。

している可能性が高いということである。

たとえば、被取得企業が当該契約または取引を開始させた場合には、これに取り入れられた条件が、被取得企業に有利なものである可能性が高いと判断することができる。したがって、これに伴う資産および負債は企業結合における取得資産および引受負債であるとみなすことができる¹⁰。

④は、企業結合契約における取り決めについて、被取得企業以外の主体がかかる取り決めから享受する便益が、被取得企業が享受する便益よりも著しく大きい場合には、当該取り決めは企業結合の範囲外であることを意味している。ここにいる、被取得企業以外の主体には、当事企業以外の企業または政府機関をはじめとする第三者も含まれているのであろう。このように考えれば、④の趣旨は、単に取得企業と被取得企業の間の便益の大小を比較するだけではなしに、第三者も含めて各主体の便益の大小を比較し、その結果として、被取得企業にもっとも大きな便益がもたらされる場合にだけ、企業結合における取得資産および引受負債を計上させることにあると考えられる。

以上に述べたように、取得法のもとでは、企業結合によって受け入れる資産および負債を、支払対価とは切り放して認識・測定しなければならない。そのさいの取得資産および引受負債は、被取得企業においてすでに認識されてきたものに限られるわけではなく、当該企業結合に関連するものであれば、新たにこれを取得資産および引受負債の範囲に含めて認識する必要がある。問題は、どこまでが企業結合に関連する取得資産および引受負債であるのかである。この点につき、FASB が最終的に採用したアプローチは、被取得企業に有利である契約条件に

10 ただし、ここで単に被取得企業といっても、それが企業結合後に持分を失う旧所有者のことをさしているのか、それとも引き続き経営者等として結合後企業にとどまる者のことをさしているのかに注意を払う必要があるとしている。両者の利害は著しく異なっているからである。結合後企業にとどまる被取得企業の経営者の利害は、基本的に取得企業のそれと同じであろうから、むしろ当該経営者にとって有利な条件は、取得企業にとって有利な条件でもあると考えるべきであろう。

伴って生じたものだけを企業結合における取得資産および引受負債の範囲に含めるというものである。

(つづく)

[付記]

本稿は、平成19年度久留米大学ビジネス研究所・プロジェクト研究助成（代表・石内孔治）の研究助成を受けた研究成果の一部である。

[引用文献]

- AICPA [1973] *AICPA Accounting Interpretations of APB Opinion No.16, Interpretation No.39*, AICPA.
- APB [1973] *APB Opinion No.29: Accounting for Nonmonetary Transactions*, APB.
- FASB [2001] *Statements of Financial Accounting Standards No.141: Business Combinations*, FASB.
- FASB [2003a] *Board Meeting Handout: Business Combinations II – Purchase Method Procedures*, FASB, January 29, 2003.
- FASB [2003b] *Minutes of the January 29, 2003 Board Meeting*, FASB, January 31, 2003.
- FASB [2003c] *Board Meeting Handout: Business Combinations II – Purchase Method Procedures*, FASB, April 22, 2003.
- FASB [2003d] *Minutes of the April 22, 2003 Board Meeting*, FASB, April 25, 2003.
- FASB [2003e] *Board Meeting Handout: Business Combinations II – Purchase Method Procedures*, FASB, October 8, 2003.
- FASB [2003f] *Minutes of the October 8, 2003 Board Meeting*, FASB, October 14, 2003.
- FASB [2004a] *Board Meeting Handout: Business Combinations – Purchase Method Procedures*, FASB, April 14, 2004.
- FASB [2004b] *Minutes of the April 14, 2004 Board Meeting*, FASB, April 19, 2004.
- FASB [2005] *Exposure Draft, Proposed Statement of Financial Accounting Standards, Business Combinations, a Replacement of FASB Statement No.141*, FASB.